

社会福祉法人 富士旭出学園

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士旭出学園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (7) 管外とは、富士市・富士宮市以外をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 常勤役員が任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合は、退職慰労金を支給する。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
- 5 決議の省略があった場合は、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 常勤役員の報酬については、別表第1に定める額
- 3 常勤役員の賞与については、別表第2に定める額
- 4 非常勤役員等の報酬については、別表第3に定める額
- 5 常勤役員の退職慰労金については、別表4に定める額

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員の費用は、別表5に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、旅費規程に基づき旅費が支払われるものとし、別表5に定める費用弁償には該当しない。

2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(報酬等の支払日)

第6条 常勤役員の報酬等の支払日は、給与規程における給与等の支払日に準じた日とする。

2 非常勤役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところ及び本人からの申し出により控除すべき金額があったときには、これを控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改正する。
- 3 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日より改正する。
- 4 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日より改正する。ただし、第 4 条第 5 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 260,000円

別表2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額 × 職員の支給率相当額
12月の賞与	報酬月額 × 職員の支給率相当額

別表3（非常勤役員等の報酬）

役職名	職務内容	報酬額
評議員	評議員会への出席	日額 5,000円
理事	理事会等会議への出席	日額 5,000円
	上記の他、法人及び施設業務 (拘束時間)	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円
監事	理事会等会議への出席	日額 5,000円
	監事監査	日額 10,000円
	上記の他、法人及び施設業務 (拘束時間)	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円

別表4（常勤役員の退職慰労金）

役職名	退職慰労金
理事長	退任時の月額報酬額 × 在任期間 × 係数

備考

1. 在任期間の計算は、1カ年を単位とし、1年に満たない端数月は6カ月以上のときは切り上げ6か月未満のときは切り捨てるものとする。
2. 係数は2.0とする。

別表5（費用弁償）

事項	費用弁償額
会議・監査等の出席	公共交通機関利用の場合 実費 (公共交通機関がない場合のタクシー利用含む)
管外出張に係る旅費	出張に要する交通費等の実費 宿泊料 (15,000円以内)